

とになる。しかし、引退や収入認定をきびしくすれば、給付基準が低い場合の困難に加えて、老人が引退後も軽労働によって、年金の補助的収入をうる以上に社会に役立っているという思いを保つ機会を奪うことを銘記すべきである。

経済活動の年齢の延長

年金は何よりも高齢者に経済的保障を与えるものであることは強調されるべきである。

しかし、全国的規模の計画において受給年齢を定め、受給者が年金の喪失や差引きなしに経済活動することを許すべきかどうか、またどの程度許すべきかを定めるには多くの要素について考えなければならない。

近年多くの進歩が見られたが、老人の持つ雇用および社会的諸問題の解決にはなすべきことが多い。最後に故ケネディー大統領の言葉をもってこの報告を結びたい。

「引退は選択であって、雇用の機会がないための強制であってはならない。多くの老人にとって、社会保障や引退によってうける給付は十分に給料の補償とはなっていない。多

くの働ける人々は働く必要があり、働きたいと望んでいる。しかし、しばしば知りつつ、またときには無意識に、工業化やそれに関連した社会的経済的傾向は、われわれの高年の市民が収入ある職につく機会をどんどんせばめてきた。老人の雇用の機会の拒絶は個人的な悲劇である。これはまた国家的浪費であり、人的資源の損失である。いかなる経済も、喜んで働きたいと願う労働者の技術、才

能、経験を用い得ない限り、最大の生産性を発揮することは不可能であろう」。

“Employment and Social Problems of Older Workers—International Labour Organization Paper Presented at Halle Seminar”, *International Rehabilitation Review*, Vol. XIX No. 3. July 1968, 3—8pp. The International Society for Rehabilitation of the Disabled.

(山内匡子 国際社会福祉協議会日本国委員会)

67年社会保障法の改正後の 公的社会福祉

(アメリカ)



私はこれまで、1967年の公的扶助に関する改正案の多くを「社会保障法成立以来の悪法」と呼び、国家をおびやかしている社会不安にいつそう油をそそぐものとして、強力に反対してきた。なかでも、「児童扶助凍結」

と一般に呼ばれている措置、すなわち、遺棄、別居、離婚などによる片親不在の児童のために連邦政府が州に出す児童扶助金の補助額を減らそうとする措置に反対であり、また現在、月30ドルと残り3分の1の勤労控除を

月50ドルと残り2分の1にすること、学齢期の児童を持つすべての母親に対しては、学校時間以外の就労義務を免除することを訴えてきた。さらに議会に対しては、すべての州政府に扶助基準を引き上げるよう命令すべきだと主張しつづけてきた。したがって、すでに過重の負担にあえいでいる地方自治体の福祉財政に、これ以上の負担を要求し、市民の権利を侵害する1967年の改正案について、それをいかに実施し、いかに監視するかを論ずるのは、私の本意ではない。しかし1967年の改正を通して、公的福祉のあり方そのものに根本的な検討を加え、1967年改正のみならず、すべて、福祉の目的に反する諸法案はなぜ破棄されねばならぬかを考えてみようと思う。

民主主義と公的社会福祉

アメリカ政府は人間の尊厳を確信し、あらゆる個人の権利を保障し、保持し、促進するために設立された。アメリカ合衆国の経済的、道徳的安寧は、われわれ国民が1人1人の人権をどれだけ守るにかかっているのである。そして何百万というアメリカ市民の人

権を守るために、公的社会福祉事業は、きわめて重大な役割を果たしている。公的社会福祉は公共の義務であり、わが国の良心を表明するものである。扶助が必要かどうかは、対象者がニードを持つかどうかによってのみ、決定されるべきである。対象者がわれわれの「仲間ではない」こと、同じ地域社会に「所属していない」こと、われわれの承服しがたい原因から扶助の必要が生じたこと、などを理由に必要な援助をこぼむことはできない。

福祉制度の欠陥

1960年代にはいつてから、公的福祉は各方面から絶えず攻撃されてきた。その最大の原因は、われわれ社会福祉関係者が、依存状態を永続化する社会的、経済的体制の欠陥にはこれまで長いあいだほとんど注意をむけず、その主要な努力を対象者の心理的機能の変化にのみむけてきたことにある。そして、この状態は依然として続いている。

社会的、経済的組織の不可欠な部分をなすべき、公的福祉は、本来の責任を十分に果たしていないとして、政府内にも、社会福祉関

係者のあいだにも、その危機的状态を指摘する声は高くなっているが、このような公的福祉制度の欠陥は、政府自体の欠陥、社会福祉の全体的構造の欠陥を反映するものに過ぎないし、われわれ1人1人があらゆる家族、あらゆる個人の福祉を実現することを通して、国の福祉を実現するのだという決意を十分に実行できていないことを物語るに過ぎない。

改正案実施の指標

1967年の改正を実施する手続きは——たとえその間、われわれが有害と思われる改正を変えるように働きかけるとしても——それが国のおきての一部をなすかぎり、実に重要な問題である。実施にあたって少なくとも 1) 簡素化 2) 分離化 3) 申請手続 4) サービスの一本化 5) 公的扶助に対する権利、の5つに関する要件を満すものであってほしい。

簡素化——保護の種類が煩雑にわたっているのを改めること。対象者の住む地域社会で貧困線以上の生活水準を保ちつつ、家庭生活を営むに必要な年間経費を均一給付としてあたえる。扶助受給者はその収入の使途を一般

市民と同じく自分自身の決定にまかされるべきである。

分離化——保護申請者の資格決定と給付に伴う事務手続きとを、ソーシャル・サービスから分離することが必要である。どこの地域社会にも予防的、あるいは更生指導的なサービスを必要としながらも、経済的援助は必要でない人たちがおり、その反対に、経済的援助が必要であっても、診断的評価を伴うソーシャル・サービスは必要でないという人々もいる。扶助をうける人々をもれなくソーシャル・サービスの対象とするのは、ソーシャル・サービス自体の健全な発展を妨げるばかりでなく、経済的依存の原因が、つねに個人にあるという、根拠のない仮定に固執することになる。

申請手続——扶助に関する申請の手続きには、ニードの状況と資産の実情に関する本人の口述書または宣誓陳述書を採用すべきであり、これによって、対象者の自立と尊厳を助けることができる。

サービスの一本化——公的社会福祉サービスの本化が州や地方のレベルで確立されな

ければ、いま国中にみられる社会福祉サービスの重複、断片化、断層、人的資源の浪費などの諸問題を解決することはできない。

公的援助に関する権利——人々の扶助またはサービスを受ける権利を保障するための政策と法的手続きを確立しなければならない。

今回の改正案をめぐって

実施を監視せよ——何よりも先になされるべきは、それぞれの地域社会で、この改正案ができるだけ害の少ない形で実施されるよう監視するために、諸市民グループの連合体を作ることである。このグループには、当然、対象者も参加すべきであるし、社会福祉関係者は、対象者のグループに対して積極的に指導と支援を与える立場に立たなくてはならない。

措置費用の負担——今回の改正で、連邦政府は初めて民間の機関、施設から児童保育・養護の諸サービスを購買する、つまり、民間団体を通して行なわれる児童の措置費用を負担することになり、これを機に公私社会福祉機関の関係が、新しく考え直されるようにな

った。民間社会福祉事業も、広い領域にわたる公的社会福祉事業を補完するためには、公的社会福祉事業と同じような広い領域にわたっての新たな発展が必要である。この公私の提携にあたっては、次の諸点が守られなくてはならない。

1) 公費で民間の施設に児童を措置できるといっても、ニードがあれば、ただちに適正な水準のソーシャル・サービスを受けうるとい国民の権利に対して、国はあくまでも責任があり、民間にその責任を肩代わりさせることはできない。

2) 政府は措置に必要な費用の全額を負担すること。

3) 民間施設は与えようとするそのサービスが適切なものかどうか、責任を持って決定しなければならない。

4) 公的機関はサービスの水準を確立し、サービスの正しい評価を行なわなくてはならない。

5) 民間団体は道義的にも法律的にもその基金を定款あるいは寄附の目的に表明された使途に供しなければならない。

家族計画——1967年の改正で、児童福祉と公的福祉行政の立場から特に重要なのは、家族計画に関するサービスの実施である。法律ではたしかに、家族計画教育を中心とするこのサービスは対象者の任意に基づいて与えられるものであり、扶助受給の資格は対象者が家族計画サービスを受け入れるかどうかの事実には、左右されないことになっている。しかし、行政の段階で、この法の精神が必ずしもいかされない場合もあろう。家族計画サービスが単に福祉費用を減らすための手段となり果てぬように、つねに監視しつづけなくてはならない。もしも、われわれが真に自己決定の権利を信ずるならば、すべてのサービスに対する個人の権利と同様、そのサービスを受けるかどうかを決定する権利をも否定できない。

職業訓練計画——このたびの改正案では、就労能力のある者には、まず就労することを要求し、必要なものには訓練をうけさせ、就労または訓練をうけることを拒否する者には扶助を支給しないことがもられているが、これらの措置には、人権を侵す大きな危険が含

まれている。私は、行政官のなかには、上からの圧力に屈し、専門社会事業の価値体系に基づかずに仕事をすすめる人々がいること、また社会事業家のなかには、いまだに時代遅れの救貧法さながらの個人の責任を説く人たちがいることを知っている。しかし、人間の尊厳を傷つけるはなはだしい低賃金と劣悪な労働条件、そしてまた黒人がよく口にする「おれは人間だ」という言葉の意味を真に理解できない雇用者側の態度は、仕事を拒み、仕事に登録することを拒み、就労計画に参加することを拒む十分な理由になりうると私には思える。

最も急を要する問題

最後に、この改正案をどう実施するかという論議よりも、一層重要で、一層急を要する問題を論じたい。それは、国中、いたるところに高まりつつある貧困と人種偏見に対する抗議である。われわれは、このアメリカに白と黒という二つの分離した不平等の社会をつくりあげてしまった。これは先に述べたアメリカの民主主義的理想とはまったくあい容れ

ないものである。われわれ社会福祉関係者の多くは、アメリカの都市という都市を破壊し、国全体をも破壊しようとしている流れをみようとせず、自分たちだけの、あまりにも小さな問題にとらわれ、「平常どおり開店致し居り候」といった態度を持ちつづけている。

かつてアメリカの安全が外からおびやかされたとき、われわれは国の総力をあげて戦争をすすめた。いまアメリカの安全は内側からおびやかされている。社会福祉に従事するわれわれは、その持てる知識と技術と理解のすべてをあげて、人種差別のない単一社会を実施するための戦いに参加しなければならない。たとえそれがあつた人々にとって、より少ないぜいたく、傷つけられたプライド、正直な告白と新しい決意を伴うとしても、われわれの「平常どおりの営業」はもはや終らねばならないのである。

James R. Dumpson, "Public Welfare and Implementation of the 1967 Social Security Amendments", *Child Welfare*, Vol. XLVII, No. 7, July 1968. (前田ケイ 東京YWCA)